

第89期定時株主総会招集ご通知に際しての
インターネット開示事項

事業報告の「会社の体制および方針」
連結計算書類の連結注記表
計算書類の個別注記表

(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

株式会社 **河合楽器製作所**

事業報告の「会社の体制および方針」、連結計算書類の連結注記表及び計算書類の個別注記表につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、当社ウェブサイト (<http://www.kawai.co.jp/ir/sokai/>) に掲載することにより株主の皆様提供しております。

6. 会社の体制および方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社では、会社法および会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について、取締役会にて決議しております。その概要は以下のとおりであります。

イ. 当社および当社子会社の取締役ならびに従業員の職務執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (a) 当社は、株主の皆様や国内外の顧客、取引先、地域社会、従業員等の当社ステークホルダーに対する企業価値の向上が経営の基本と考え、その実現に向け、当社グループの担っている社会的責任を自覚し、日常の業務遂行において、法令等の遵守のみならず、社会的規範に則った行動を目指し、コンプライアンス重視の企業風土を醸成すべく、当社グループの全役員および従業員等が遵守すべき事項を定めた「カワイ倫理規範」、「倫理行動規準」を制定、施行しております。この規範等の徹底を図るため、「コンプライアンス規程」および関連規程類を整備するとともに、社外の有識者を加えた「企業倫理委員会」を設置し、コンプライアンス上の重要な事項の審議および社内への教育・啓蒙を行っております。
- (b) 当社グループ全体のコンプライアンスに関わる相談・通報システムとして、社内通報制度を構築し、その展開に努めております。
- (c) 内部監査部門では、当社グループ全体のコンプライアンス面での社内周知の徹底状況等の監査を行っております。
- (d) 株主・投資家の皆様へは、情報開示のための社内体制を整備し、財務報告をはじめ各種情報の迅速かつ正確な情報開示により経営の透明性を高めるよう努めております。

ロ. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報・文書の保存および管理については、「文書管理規程」、「情報セキュリティ管理規程」および関連規程類を整備し、その対象、保存すべき期間等を明確化するとともに、必要に応じてその運用状況の検証、規程類の見直しを進めております。

ハ. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (a) 当社は、当社グループ全体としての総合的、包括的リスクの評価、管理を行うため、「リスクマネジメント基本規程」を制定、施行するとともに、当社取締役を責任者とする「リスクマネジメント委員会」を設置し、その傘下に部門横断的分野別の防災、

安全衛生、コンプライアンス、環境問題、情報セキュリティ等の各委員会を設置しております。

- (b) 「リスクマネジメント委員会」においては、関連する規程類の整備および運用状況の確認、要員へのリスクを想定した訓練、研修カリキュラム等を企画実行するとともに、全社リスク管理状況を定期的に取り締役に報告するものとしております。
- (c) 不測の事態が発生した場合には、当社取締役を責任者とする「緊急対策本部」をただちに設置し、迅速な対応と損害の拡大を防止する体制を整備することとしております。

ニ. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (a) 当社では、執行役員制度を採用することにより、取締役を少数に留め、取締役会における意思決定を迅速化させるとともに、「執行役員規程」等に基づき、執行役員に業務執行権限を委譲し、執行責任を明確にする体制をとっております。
- (b) 当社は、変化の激しい経営環境に対応するため、取締役会を定期的開催するほか、適宜臨時に開催し、法令・定款で定められた事項、その他当社グループ全体の経営戦略、中長期の経営方針等の重要事項の決定および経営計画の遂行状況、各取締役の業務執行状況の監督を行っております。
- (c) 取締役会における審議内容の充実と効率性の向上を図るため、経営テーマに応じて経営会議を設置し、集中的に審議する体制を整えております。

ホ. 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- (a) 当社グループにおける業務の適正を確保するため、「関係会社管理規程」を整備し、各子会社および関係会社に対しては、当社としての担当役員および管掌部門を置き、子会社および関係会社における経営状況等の総括的管理を行う体制をとっております。
- (b) 内部監査部門は、当社規程に基づき、各子会社における業務執行状況、当社との取引状況等を評価、監査するものとしております。

ヘ. 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項

監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合には、当社は必要に応じて監査役の職務の補助をなす従業員を配置するものとし、配置にあたっての具体的な内容については、監査役会の意見を十分考慮して検討いたします。

なお、本年5月末日現在におきましては、監査役会はその職務を補助すべき従業員を置くことについては求めておりません。

ト. 監査役の職務を補助すべき従業員の取締役からの独立性に関する事項および当該従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項

- (a) 監査役の職務を補助すべき従業員の任命、異動等の人事については、監査役会の同意を得た上で行うものといたします。
- (b) 監査役の職務の補助をなす従業員は、常勤監査役の指揮命令下に入るものといたします。

チ. 取締役および従業員が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制ならびに報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- (a) 当社取締役および従業員ならびに当社子会社の取締役、監査役および従業員あるいはこれらの者から報告を受けた者が、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見したときは、直ちに当社監査役に報告するものとしております。
- (b) 監査役は、必要に応じ、経営会議等重要な会議に出席し、取締役および従業員から報告を受け、また議事録、稟議書等重要な文書の閲覧を行うことができるものとしております。
- (c) 上記(a)の報告をした者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役員、従業員等へ周知徹底しております。

リ. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (a) 当社は、監査役に対し、当社取締役および当社会計監査人とそれぞれ必要に応じ、十分な意見交換を行う機会を設けることにより、監査役監査の実効性を高めることに努めてまいります。
- (b) 内部監査部門は、監査役と十分な連携を保ち、当社監査体制と内部統制システム体制との調整を図り、監査役監査の実効性を高めることに努めてまいります。
- (c) 監査役がその職務の執行について生じる費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理するものとしております。

ヌ. 反社会的勢力排除に向けた体制

反社会的勢力に対しては毅然とした態度で対応することとし、「倫理行動基準」にお

いて反社会的勢力とのかかわりを一切持たないことを定め、反社会的勢力の排除に向けて全社的に取り組むこととしております。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、「内部統制に関する基本方針」に基づき、上記(1)の体制の整備および適正な運用に努めており、その概要は次のとおりであります。

(a) 取締役会は社外取締役2名を含む10名で構成し、監査役4名も出席した上で開催し、取締役の職務の執行を監督しました。また、取締役会は執行役員を選任し、各執行役員は代表取締役の指揮・監督の下、各自の権限および責任の範囲で職務を執行しました。

子会社については定期的にその業務運営状況の報告を求め、重要事項を取締役会において審議し、子会社の適正な業務運営および当社の実効性のある管理の実現に努めました。

(b) 必要に応じてリスクマネジメント委員会、企業倫理委員会等を開催し、リスクへの対処方針や業務執行の適正性を確保するための方針および対策等を決定するとともに、これを実施いたしました。

(c) 監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、監査役間の情報共有などにより会社の状況を把握し、取締役会などに出席して適宜意見を述べ、意思決定の適正性の確保に努めました。

(d) 内部監査室は、内部監査計画に基づき法令・社内規程等の遵守状況について社内各部門を対象とする社内監査を実施し、その結果および改善状況を代表取締役や監査役会等に報告しました。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社では、平成18年6月29日開催の第79期定時株主総会において、剰余金の配当等の決定については、株主総会の決議とともに取締役会の決議によっても行うことができる旨（当社定款第41条）の決議をいただいておりますが、期末配当金につきましては、定時株主総会の決議により決定することとしております。

また、剰余金の配当方針としましては、各事業年度の業績とともに今後の経営環境ならびに事業展開を考慮し、経営基盤の安定化に向けた内部留保を確保しつつ、株主各位への安定的な剰余金の配当を行うことを基本方針とし、連結配当性向20%以上を目標としております。また、当社は中間配当制度を設けておりますが、現在は期末配当のみを行うこととして

おります。

この配当方針に基づき、当事業年度の期末配当金につきましては1株につき48円00銭とさせていただきます。平成28年6月28日開催予定の第89期定時株主総会において付議させていただきます。

(4) 会社の支配に関する基本方針

イ. 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者（以下「方針決定を支配する者」といいます。）の在り方について、基本的には、株主の皆様ごの自由な判断に基づいた当社株式の自由な取引を通じて決定されるべきものであると考えており、上場企業として多様な投資家の皆様ごに当社の株主となっただき、また、その様々ご意見ごを当社の財務および事業の方針の決定に反映させることが望ましいと考えております。

昨今ごのわが国の資本市場ごにおいては、経営陣ごの同意なく、会社支配権ごの取得を意図して株式を大量に買付けようとする事例も少なくありません。このような買付けごの中には、当社および当社グループごの顧客、取引先、地域社会、従業員等ステークホルダーごの利益を著しく損なう蓋然性ごの高いものや、株主ごの皆様に十分な判断の時間や判断の材料を与えないものなど、当社の企業価値および株主共同ごの利益に照らして望ましくない買付けが行われることも予想される状況にあります。

当社は、このような当社の企業価値および株主共同ごの利益に照らして望ましくない買付けを行おうとする者に対して、方針決定を支配する者となる機会を与えることは、株主ごの皆様からの様々ご意見を当社の財務および事業の方針の決定に反映させるためには望ましくないものと考えております。

また、当社事業ごの主軸は音楽・教育分野にあり、これら事業は単にハードやソフトを提供することにとどまるものではなく、文化に深く関わる事業であると考えております。このような事業の運営ごにおいては、経済的側面のみならず文化的側面も視野に入れたバランスのとれた経営姿勢が不可欠であると考えております。かかる観点から、方針決定を支配する者ごにおいては、このような経営姿勢についても、十分にご理解をいただけることが望ましいと考えております。

ロ. 基本方針に関する取組み

(a) 財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取

組み

当社は、以下のような取組みを鋭意実行することが、当社の企業価値および株主共同の利益を向上させることとなり、さらなる多様な投資家の皆様からの当社への投資を促進させ、結果として、上記イ. の基本方針の実現に資するものであると考えております。

- (i) 当社は、平成31年3月までの3ヵ年を対象期間とする新中期経営計画「Resonate2018」を平成28年4月1日より遂行中であります。同計画では、ビジョンとして「Resonate2018 –100周年に向けて– トップブランドであるために」の下、「信頼と革新を追求し、感動体験を提供することで、KAWAIファンを拡大する。また音楽文化の更なる普及に努め続けることで、次の100年も選ばれ続けるピアノトップブランドを目指す。」を掲げ、100年ブランドとしての企業価値を推進し、長期的な安定成長の実現を目指すことを基本方針に、目標指標である営業利益率5%以上に向け、収益力の向上を図るべく、主要戦略とこれを推進していくための基盤づくりに取り組んでおります。
 - (ii) 当社は適切な組織体制の構築のために、以下の取組みを行っております。

当社は、意思決定の迅速化と経営陣の責任の明確化のために、執行役員制度を採用して業務執行と監督の分離に取り組むとともに、取締役の任期を1年として、ガバナンス体制の強化を図っております。

また当社は、独立性の高い社外取締役および社外監査役を選任し、取締役の業務執行の監督、監査に当たらせております。加えて、平成27年6月からは社外取締役を2名選任し、同年12月には社外役員4名と社内取締役3名から構成されるコーポレートガバナンス委員会を設けることによりさらなるガバナンスの強化を図っております。
 - (iii) 上記のほかにも、機関投資家や証券アナリストへの説明会の開催、個人投資家向けのIR活動の推進により株主の皆様との長期安定的な信頼関係の構築に努めてまいります。
- (b) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み
- 当社は、基本方針に照らし不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの一つとして、平成19年6月28日開催の第

80期定時株主総会における株主の皆様のご承認により当社株式の大規模買付行為に関する対応方針を導入し、平成25年6月27日開催の第86期定時株主総会における株主の皆様のご承認により内容を一部改定のうえ、新たな対応方針（以下「旧プラン」といいます。）として更新してまいりましたが、旧プランの有効期間の満了に伴い、本年5月24日開催の当社取締役会において、同年6月28日開催予定の第89期定時株主総会において株主の皆様にご承認いただくことを効力発生の条件として、旧プランの内容を承継し、更新することを決議しております（以下、更新後の対応方針を「本プラン」といいます。）。なお、株主の皆様にお諮りする本プランの詳細は、本定時株主総会の招集ご通知の株主総会参考書類における第4号議案に記載いたしましたとおりです。

ハ. 当社の取組みが、基本方針に沿い、株主共同の利益を害するものではなく、当社の会社役員の状態の維持を目的とするものではないことについて

(a) ロ. (a) の取組みについて

新中期経営計画「Resonate2018」に関する当社の取組みは、究極的にはステークホルダー全体の利益を実現するための施策として当社経営陣に課せられた課題であると考えておりますので、株主共同の利益を害するものではなく、また、当社の会社役員の状態を維持することを目的とするものでもありません。

執行役員制度、取締役の1年任期制、社外取締役の増員、社外監査役による取締役の業務執行監査、コーポレートガバナンス委員会の設置については、いずれも適正な業務執行を担保するために導入したものであり、株主共同の利益を害することにはなりませんし、また当社の会社役員の状態を維持するためのものでもありません。

機関投資家や証券アナリストへの説明会の開催、個人投資家向けのIR活動の推進についても、株主共同の利益を害するものではなく、投資家の皆様の判断に資することを目的として行おうとするものですので、当社の会社役員の状態を維持するものでもないと考えております。

(b) ロ. (b) の取組みについて

本プランは、以下のような点から、基本方針に沿い、株主共同の利益を害するものではなく、当社の会社役員の状態の維持を目的とするものではないものと考えております。

(i) 本プランの内容は、大規模買付者に対して事前に大規模買付情報の提供、および

大規模買付行為の是非を判断する時間を確保することを求めることによって、大規模買付者の提案に応じるか否かについて株主の皆様の適切な判断を可能とするものです。したがって、株主共同の利益を害するものではなく、基本方針に沿う内容となっております。

- (ii) 本プランにおいて、対抗措置が発動される場合としては、大規模買付者が予め定められた大規模買付ルールを遵守しない場合や、当社企業価値および株主共同の利益を著しく損なうと認められる場合に限定しております。このように、対抗措置の発動は当社の企業価値および株主共同の利益に適うか否かという観点から決定することとしておりますので、基本方針に沿い、株主共同の利益を害するものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的としないものとしております。
- (iii) 本プランにおいては、独立性の高い社外者を構成員とした独立委員会を設置し、対抗措置の発動を当社取締役会が判断するにあたっては、独立委員会の勧告を最大限尊重することとしております。また、当社取締役会において、必要に応じて外部専門家等の助言を得ることができるものとしております。このように、対抗措置を発動できる場合か否かの判断について、当社取締役会の恣意的判断を排除するための仕組みを備える内容となっており、株主共同の利益を害するものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものでもないといえます。

本プランは、更新後3年毎に、本プランの期間更新または廃止について、定時株主総会の議案として上程し、株主の皆様に対して本プランの継続の是非をお諮りすることとしております。また、取締役の任期を1年としていることを前提として、毎年、定時株主総会における取締役の選任議案に各取締役候補者の本プランに関する賛否を記載するとともに、定時株主総会后、最初に開催される取締役会において、株主の皆様より選任された取締役が本プランの継続または廃止の決議を行い、決議結果を速やかに株主および投資家の皆様へ開示することとしております。

このように、本プランの継続については、株主の皆様の意思が直接反映されるよう努めており、株主共同の利益を害することのないよう、また、当社の会社役員の地位の維持につながることを努めております。

以 上

連結注記表

1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
2. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

①連結子会社の状況

連結子会社の数	21社
主要な連結子会社の名称	カワイアメリカコーポレーション カワイヨーロッパGmbH PT. カワイインドネシア カワイ精密金属株式会社

②非連結子会社の状況

非連結子会社の数	3社
主要な非連結子会社の名称	カワイUK Ltd.

非連結子会社につきましては、小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼさないため、連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法適用非連結子会社の数 3社

持分法適用非連結子会社のうち、決算日が連結決算日と異なる子会社については、その子会社の直近の事業年度にかかる計算書類を使用しております。

また、当社には関連会社はありません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、カワイアメリカコーポレーションおよびその連結子会社、カワイヨーロッパGmbH、カワイオーストラリアPTY. Ltd.、PT. カワイインドネシア、PT. カワイミュージックインドネシア、河合貿易（上海）有限公司、河合楽器（寧波）有限公司、上海カワイ電子有限公司、ならびにカワイピアノ・ロシアの在外連結子会社11社の決算日は12月31日であります。

なお、連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っております。

(4) 会計方針に関する事項

①重要な資産の評価基準及び評価方法

有 価 証 券

満期保有目的の債券

その他有価証券

償却原価法（定額法）

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定）

時価のないもの

総平均法による原価法

デ リ バ テ ィ ブ

た な 卸 資 産

原則として時価法

主として総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

但し、在外連結子会社は低価法

②固定資産の減価償却の方法

有 形 固 定 資 産

（リース資産を除く）

主として定率法

在外連結子会社は定額法

平成10年4月1日以降に取得した国内の建物（建物附属設備を除く）については定額法

（主な耐用年数）

建物及び構築物

2～50年

機械装置及び運搬具

2～16年

無 形 固 定 資 産

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、見込利用可能期間（主として5年）に基づく定額法

リ ー ス 資 産

（所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産）

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

③引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れに備えて、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えて支給見込額のうち、当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

製品保証引当金

ピアノおよび電子楽器の販売後、保証期間中に発生が見込まれる補修費用に備えるために、製品群ごとに保証費用発生率を考慮した額を計上しております。

環境対策引当金

PCB廃棄物処理等の環境対策を目的とした支出に備えるため、当連結会計年度末において合理的に見積もられる額を計上しております。

④その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

重要な外貨建の資産および負債等の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産および負債は、当該会社の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益および費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めております。

ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によることとしております。なお、為替予約については振当処理の要件を満たしているので振当処理を行っており、金利スワップ取引については、特例処理の要件を満たしているので特例処理によっております。

退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき計上しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以

内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

未認識数理計算上の差異および未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

消費税等の会計処理

消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

のれんの償却に関する事項

5年間の定額法により償却を行っております。

3. 会計方針の変更

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項の変更

(会計基準等の改正等に伴う会計方針の変更に関する注記)

(企業結合に関する会計基準等の適用)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。)、 「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成25年9月13日。以下「連結会計基準」という。)及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。)等を当連結会計年度から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更いたしました。また、当事業年度の期首以後実施される企業結合について、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しが企業結合年度の翌年度に行われた場合には、当該見直しが行われた年度の期首残高に対する影響額を区分表示するとともに、当該影響額の反映後の期首残高を記載する方法に変更いたします。加えて、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58—2項(4)、連結会計基準第44—5項(4)及び事業分離等会計基準第57—4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

なお、当連結会計年度において、連結計算書類に与える影響額はありません。

(追加情報)

(従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引)

当社は、従業員への福利厚生を目的として、従業員持株会に信託を通じて自社の株式を交付する取引を行っております。当該信託契約に係る会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第30号 平成27年3月26日)を適用しております。

なお、信託から従業員持株会に売却された株式に係る売却差損益、信託が保有する株式に対する当社からの配当及び信託に関する諸費用の純額を資産又は負債に計上しております。

①取引の概要

当社は、平成26年9月17日開催の取締役会決議に基づき、「信託型従業員持株インセンティブ・プラン (E-Ship®) 」(以下「本プラン」という。)を導入しております。

本プランは、「カワイ従業員持株会」(以下「持株会」という。)に加入するすべての従業員を対象とするインセンティブ・プランです。本プランでは、当社が信託銀行に「カワイ従業員持株会信託」(以下「E-Ship信託」という。)を設定し、E-Ship信託は、今後5年間にわたり持株会が取得すると見込まれる規模の当社株式を、借入金を原資として予め取得します。その後は、E-Ship信託から持株会に対して継続的に当社株式の売却が行われるとともに、信託終了時点でE-Ship信託内に株式売却益相当額が累積した場合には、当該株式売却益相当額が残余財産として受益者適格要件を満たす者に分配されます。

なお、当社は、E-Ship信託が当社株式を取得するための借入に対し保証をしているため、当社株価の下落によりE-Ship信託内に株式売却損相当額が累積し、信託終了時点においてE-Ship信託内に当該株式売却損相当の借入金残債がある場合は、保証契約に基づき、当社が当該残債を弁済することになります。

②信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額(付随費用の金額を除く。)により純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、当連結会計年度 360,982千円、146千株であります。

③総額法の適用により計上された借入金の帳簿価額

当連結会計年度

377,470千円

4. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	26,783,804千円
(2) 国庫補助金等により有形固定資産の取得価額から直接減額した額 圧縮記帳累計額	63,051千円
(3) 偶発債務	
保証債務残高	3,079千円
株式会社カワイ旅行センター	3,079千円
(4) 当座貸越契約および貸出コミットメント契約	
当社および子会社（カワイ精密金属株式会社、カワイアメリカコーポレーション、株式会社全音楽譜出版社）においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行13行と当座貸越契約および貸出コミットメント契約を締結しております。	
これらの契約に基づく当連結会計年度末における当座貸越契約および貸出コミットメントに係る借入未実行残高は次のとおりであります。	
当座貸越極度額および貸出コミットメントの総額	9,360,915千円
借入実行残高	3,101,000千円
差引額	6,259,915千円

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類および総数	
普通株式	9,011,560株
(2) 配当に関する事項	
①配当金支払額	
平成27年6月25日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。	
普通株式の配当に関する事項	
配当金の総額	380,954千円
1株当たりの配当額	45円00銭
基準日	平成27年3月31日
効力発生日	平成27年6月26日

(注)平成27年6月25日定時株主総会決議による配当の総額には、信託が保有する自社の株式に対する配当金 8,743千円が含まれております。

②基準日が、当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

平成28年6月28日開催予定の定時株主総会において、次のとおり決議いたします。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	427,966千円
1株当たりの配当額	48円00銭
基準日	平成28年3月31日
効力発生日	平成28年6月29日

なお、配当原資については利益剰余金とすることを予定しております。

(注)平成28年6月28日定時株主総会決議による配当の総額には、信託が保有する自社の株式に対する配当金7,046千円が含まれております。

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っています。

借入金の使途は運転資金（主として短期）および設備投資資金（長期）であり、一部の長期借入金の金利変動リスクに対して金利スワップ取引を実施して支払利息の固定化を実施しております。なお、デリバティブ取引は将来の為替・金利の変動によるリスク回避を目的としており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成28年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表 計上額 (*)	時 価 (*)	差 額
① 現金及び預金	9,896,152	9,896,152	—
② 受取手形及び売掛金	6,564,179	6,564,179	—
③ 投資有価証券			
満期保有目的の債券	132,475	139,352	6,877
その他有価証券	3,985,805	3,985,805	—
④ 支払手形及び買掛金	(4,547,110)	(4,547,110)	—
⑤ 短期借入金	(3,101,000)	(3,101,000)	—
⑥ 長期借入金	(4,045,277)	(4,059,696)	14,418

(*) 負債に計上されているものについては、() で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法ならびに有価証券およびデリバティブ取引に関する事項

①現金及び預金、ならびに②受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

③投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

④支払手形及び買掛金、ならびに⑤短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

⑥長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規調達を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。変動金利による長期借入金の一部は金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積もられる利率で割り引いて算定する方法によっております。

(注2) 非上場株式(連結貸借対照表計上額 525,982千円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「③投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

7. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	2,345円11銭
1株当たり当期純利益金額	211円79銭

(注) 野村信託銀行株式会社(カワイ従業員持株会信託)が保有する当社株式を、「1株当たり純資産額」の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております。

(当連結会計年度 146千株)

また、「1株当たり当期純利益金額」の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。(当連結会計年度 168千株)

個別注記表

1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式	総平均法による原価法
その他有価証券	時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定) 時価のないもの 総平均法による原価法

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法

原則として時価法

(3) たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品・製品

総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

原材料・仕掛品

総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

貯蔵品

最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

(4) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産
(リース資産を除く)

定率法

但し、賃貸設備については定額法

平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法

(主な耐用年数)

建物

2～50年

機械及び装置

2～10年

無形固定資産

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、見込利用可能期間（主として5年）に基づく定額法

リース資産
(所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産)

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

(5) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れに備えて、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えて支給見込額のうち、当事業年度に負担すべき額を計上しております。

退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。なお、退職給付債務算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

環境対策引当金

PCB廃棄物処理等の環境対策を目的とした支出に備えるため、当事業年度末において合理的に見積もられる額を計上しております。

(6) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によることとしております。なお、為替予約については振当処理の要件を満たしているので振当処理を行っており、金利スワップ取引については特例処理の要件を満たしているので特例処理によっております。

消費税等の会計処理

消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

3. 会計方針の変更

(企業結合に関する会計基準等の適用)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という)及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。)等を、当事業年度から適用し、取得関連費用を発生した事業年度の費用として計上する方法に変更いたしました。また、当事業年度の期首以後実施される企業結合について、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しが企業結合年度の翌年度に行われた場合には、当該見直しが行われた年度の期首残高に対する影響額を区分表示するとともに、当該影響額の反映後の期首残高を記載する方法に変更いたします。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58—2項(4)及び事業分離等会計基準第57—4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

なお、当事業年度において、計算書類に与える影響額はありません。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 関係会社に対する債権債務

短期金銭債権	3,442,316千円
長期金銭債権	362,000千円
短期金銭債務	3,674,164千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

17,177,317千円

(3) 国庫補助金等により有形固定資産の取得価額から直接減額した額

圧縮記帳累計額	63,051千円
---------	----------

(4) 偶発債務

保証債務残高	103,504千円
株式会社カワイ友の会	30,000千円
株式会社カワイ旅行センター	3,079千円
PT. カワイインドネシア	70,425千円

(5) 当座貸越契約および貸出コミットメントライン契約

運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行11行と当座貸越契約および貸出コミットメント契約を締結しております。

これらの契約に基づく当事業年度末における当座貸越契約および貸出コミットメントに係る借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額および貸出コミットメントの総額	8,780,000千円
借入実行残高	3,051,000千円
差引額	5,729,000千円

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売	上	高	7,558,876千円
仕	入	高	18,044,508千円
営業取引以外の取引高			485,524千円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類および株式数

普 通 株 式	242,386株
---------	----------

(注) 普通株式の自己株式の増加は単元未満株式の買取による取得 181株であり、減少は「信託型従業員持株インセンティブ・プラン(E-Ship®)」による「カワイ従業員持株会 信託」より従業員持株会への売却 47,500株であります。

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産および繰延税金負債の主な原因別内訳

繰延税金資産

税務上の繰越欠損金	16,363千円
退職給付引当金	2,397,653千円
賞与引当金	186,360千円
減損損失	33,357千円
未払事業税	32,626千円
関係会社株式評価損	714,167千円
資産除去債務	191,207千円
その他	85,078千円
繰延税金資産小計	3,656,814千円
評価性引当額	△2,404,580千円
繰延税金資産合計	1,252,234千円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△25,786千円
資産除去債務に対応する除去費用	△29,297千円
固定資産圧縮積立金	△6,409千円
繰延税金負債合計	△61,492千円

繰延税金資産の純額 1,190,741千円

8. リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、電子計算機およびその他の事務機器の一部については所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

9. 関連当事者との取引に関する注記

子会社等

種類	会社等の名称	議決権等の 所有割合	関連当事者との関係
子会社	カワイ精密金属㈱	直接 100%	精密異形圧延技術による 各種金属の加工委託 および 治工具の購入 資金の援助 役員の兼任
子会社	㈱カワイ ハイパーウッド	直接 100%	自動車塗装部品の加工委託 資金の一括管理 役員の兼任
子会社	カワイアメリカ コーポレーション	直接 100%	当社製品商品の 米国総販売代理店 役員の兼任
子会社	カワイヨーロッパGmbH	直接 100%	当社製品商品の ヨーロッパにおける卸販売 役員の兼任
子会社	PT. カワイインドネシア	直接 100%	楽器および楽器部品の購入 役員の兼任

会社等の名称	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
カワイ精密金属㈱	製品の仕入 (注1)	6,262,610	買掛金	511,277
	資金の管理 (注2)	310,000	短期借入金	500,000
	資金の貸付 (注3)	—	短期貸付金 長期貸付金	126,000 290,000
㈱カワイ ハイパーウッド	資金の管理 (注2)	80,000	短期借入金	500,000
カワイアメリカ コーポレーション	製品の販売 (注1)	2,880,942	売掛金	803,804
カワイ ヨーロッパGmbH	製品の販売 (注1)	2,975,455	売掛金	666,991
PT. カワイ インドネシア	製品の仕入 (注1)	7,856,335	買掛金	611,649
	有償支給 (注1)	1,923,609	未収入金	712,473

(注) 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 市場価格、総原価を勘案して、当社希望価格を提示し、毎期価格交渉の上、取引条件を決定しております。

(注2) 当社では、グループ会社の資金を当社にて一括管理しております。子会社からの受入資金につきましては、借入金として処理し、借入利率は市場金利を勘案して利率を合理的に決定しており、返済期限を1年とする極度借入契約を使用し、管理しております。なお、担保は提供しておりません。

(注3) カワイ精密金属株式会社に対する資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しており、返済条件は期間5年、1年据置後毎月均等返済としております。
なお、担保は受け入れておりません。

10. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 1,367円50銭

1株当たり当期純利益金額 13円30銭

(注) 野村信託銀行株式会社(カワイ従業員持株会信託)が保有する当社株式を、「1株当たり純資産額」の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております。(当事業年度 146千株)
また、「1株当たり当期純利益金額」の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。(当事業年度 168千株)

11. 資産除去債務に関する注記

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

音楽教室関連の建物の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から3年～18年と見積もり、割引率は0.266～1.993%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	658,319千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	9,988千円
時の経過による調整額	4,017千円
資産除去債務の履行による減少額	△29,395千円
期末残高	642,930千円